



## 廃プラスチック類の埋立ゼロに関する協定

東京都は、循環型社会を実現し、地球温暖化の防止に貢献するため、貴重な資源である廃プラスチック類のリサイクルを推進し、平成22年度末までに「廃プラ埋立ゼロ」を目指しています。

一方、都内の事業所からは大量の廃プラスチック類が排出されています。これらの廃プラスチック類の多くは埋立処分に依存しており、貴重な埋立空間を消費しています。また、廃プラスチック類は貴重な資源ですが、その多くが何ら有効利用されていない状況です。

このような状況を踏まえ、私たち産業廃棄物処理業者は、循環型社会構築の担い手として、東京都の施策に協力して廃プラスチック類のリサイクルを推進し、「廃プラ埋立ゼロ」を実現するための取組を行うことを約束します。

東京都は、産業廃棄物処理業者が行う廃プラスチック類のリサイクルの取組を支援します。

平成21年12月24日

東京都八王子市館町468-2

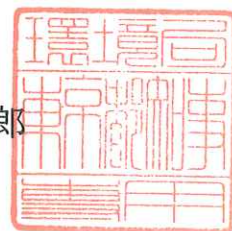
株式会社 完山金属

代表取締役 完山一範



東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都知事 石原 慎太郎



(目的)

第1条 廃プラスチック類の埋立ゼロに関する協定（以下「協定」という。）は、廃プラスチック類のリサイクルを推進し、その埋立処分量をゼロにすることを目的として締結します。

(産業廃棄物処理業者が行うこと)

第2条 産業廃棄物処理業者は、下記事項を行います。

<産業廃棄物収集運搬業者>

- ・ 排出事業者への働きかけ
- ・ リサイクルを促進する収集運搬

<産業廃棄物処分業者>

- ・ 排出事業者に対する働きかけ
- ・ 廃プラスチック類を有効利用するための取組

(東京都が行うこと)

第3条 東京都は、下記事項を行います。

- (1) 協定締結者の公表
- (2) 協定締結者から提出された取組予定事項報告書及び取組実施状況報告書の公表
- (3) 取組状況の確認

(対象となる期間)

第4条 協定の対象となる期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までの間とします。ただし、この間に産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業の許可期限が到来し、その許可が更新されない場合には、その許可期限をもって協定期間の終了とします。

(報告)

第5条 産業廃棄物処理業者は、協定内容の取組予定事項及び取組実施状況について、東京都が定める様式により、以下の期日までに東京都に報告します。

協定締結時期	平成21年度分		平成22年度分	
	取組予定事項	取組実施状況	取組予定事項	取組実施状況
平成22年3月31日まで	協定締結の日	平成22年5月31日	平成22年3月31日	平成23年5月31日
平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで			協定締結の日	

(破棄)

第6条 産業廃棄物処理業者が協定期間内に行政処分を受けた場合、指導を受けそれに従わない場合、協定締結事業者として信用を失墜する行為があった場合または東京都に対して必要な報告が行われない場合、この協定は破棄されるものとします。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、その都度両者が協議して決定します。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、それぞれが記名押印の上、その1通を保有します。